

## (Ⅱ) シンポジウム (3)

スポーツから脳を護る—高次脳機能障害との闘い—

中島八十一(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所)

### 講演要旨

スポーツによるけがで脳に損傷を受ける者には発症様式にしたがって二通りがある。ひとつは受傷後ただちに意識を失い、病院での入院治療が必要な場合である。今ひとつは長い年月の間に反復して脳に衝撃を加えられた場合で、パンチドランカーを想像すれば間違いはない。いずれにおいても、脳の損傷により運動麻痺のように目に見える障害を残した症例での対処は確立されていると言えるが、高次脳機能障害という障害をもつに至った症例での対処はこれまでは不十分であった。

急性発症した症例においては、意識障害から回復して一見平常に戻ったように見えても、退院後になって初めて家族から「単なる怠け者になってしまった」とか「人が変わってしまった」と気付かれることがある。そのような症例では、身体の障害がないか軽いにもかかわらず、社会生活や日常生活の場に戻って初めて事態が深刻であることに気付き、きちんと診察を受けたらその原因が高次脳機能障害にあったということが常である。そこでスポーツ外傷のみならず器質性脳損傷一般により記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を特徴としてもつ一群に高次脳機能障害者という行政的定義を与え、厚生労働省は支援対策を整備しつつある。

スポーツ医学界においては、スポーツによる事故が生じないように予防的に対策をとることは不断に心掛けられていることではあるが、運動器の損傷に比較すると高次脳機能障害についての認識は高くない。しかしながら一旦障害者となった時には、高次脳機能障害は運動麻痺より生活能力を奪う可能性が高い。さらには長年にわたり脳に衝撃を受けた者において、いつとは特定できずにそのような障害をもつことがあることが指摘される一方で、そのような症例が全国にどのくらい居て、またどのような生活上の困難をきたしているかは十分には知られていない。これらにちうての対策はきちんとした調査から開始されねばならない。その上で高次脳機能障害の発生予防が考慮されるのであれば国民衛生上での意義は大きいと考えられ、スポーツ医学界に最も期待される事項である。

このような高次脳機能障害をもつ症例の診断については、画像診断のような形態学的検査法では病変を特定できない例が一定程度あると報告され、いくつかの新しい検査法の試みがなされていてfMRIはそのひとつとして有力とされつつある。前頭葉の損傷に基づく遂行機能障害は神経心理学的検査によっても診断は容易とはいえないが、これを可能にしつつあるfMRIを用いた検査法を示すことにする。